法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

法律第十九号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百三十四人」を「十五万七百七十七人」に、「四万五千三百六十人」を「四万五千三百五十六人」に、「四万六千九百三十六人」を「四万六千九百二十三人」に、「千二百八十八人」を「千三百五十人」に、「三百七十二人」を「三百七十六人」に、「千九百十人」を「千九百十八人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「航空方面隊」の下に「、警戒航空団」を加える。

第七十五条の二第二項中「八千七十五人」を「七千九百八十一人」に改める。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又は英国」を「、英国又はカナダ」に改める。

第百条の十一の次に次の二条を加える。

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十二　防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカナダ軍隊（カナダの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該カナダ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一　自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するカナダ軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するカナダ軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するカナダ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うカナダ軍隊

三　天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

五　部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うカナダ軍隊

六　部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

八　連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊

九　連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりカナダ内にあるカナダ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊

2　防衛大臣は、前項各号に掲げるカナダ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該カナダ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3　前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるカナダ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一項第一号に掲げるカナダ軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二　第一項第二号から第九号までに掲げるカナダ軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4　第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十三　この法律又は他の法律の規定により、カナダ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の定めるところによる。

第三条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はカナダ」を「、カナダ又はフランス」に改める。

第百条の十三の次に次の二条を加える。

（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十四　防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるフランス軍隊（フランスの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該フランス軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。